

「第三期小山市職員子育て支援行動計画」平成28年度実施状況報告

「次世代育成支援対策推進法」（平成15年法律第120号）に基づき、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間として実施している「第三期小山市職員子育て支援行動計画」について、平成28年度の事業実施状況を公表いたします。

（1）取組内容

平成28年度、重点的に取り組んだものは次のとおりです。

① 男性職員の子育てに関する休暇及び育児休業等の取得促進

- ・育児休業等の制度や手続き等についての個別説明を行いました。

② 所属内意識の醸成

【イクボス宣言】

- ・平成28年10月1日に、市長をはじめ管理職職員が「小山市役所イクボス宣言」を行いました。イクボスとは、職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司のことを指します。各所属では所属長が「小山市役所イクボス宣言書」に署名し、各所属に掲示しました。

【職員研修の実施】

- ・新採用職員研修において、子育て支援の取組や制度の紹介を行い、新任係長級及び新任課長級研修では、「第三期小山市職員子育て支援行動計画」に基づき、所属内の対象者への理解や配慮について認識するための啓発を行いました。4月に開催された課長所長会議においても、同様に周知を行いました。
- ・管理監督者を対象に出産や育児に関する各種休暇等の諸制度や必要な手続きについて、研修会を開催し、周知を行いました。

【時間外勤務の削減】

- ・毎週水曜日のノー残業デー及び毎月8日の「わ食の日」、毎月22日の「パートナーシップの日」に、庁内放送及び庁内掲示板等により定時退庁を促しました。
- ・定時退庁日は所属長が午後6時までに事務室内を消灯することとし、やむを得ず時間外勤務を行った職員の振替取得の確認を行いました。

【休暇取得の促進】

- ・年次有給休暇取得促進のため、所属ごとに休暇取得計画表を作成することとしました。
- ・リフレッシュ休暇取得にあたっては、年次有給休暇の取得を先行させるものとし、原則として年次有給休暇10日取得後、承認するものとして周知しました。
- ・休日が飛び石となっている合間に年次有給休暇を取得する「ブリッジホリデー」の啓発を行いました。

③ 女性職員の活躍推進に向けた取り組み

- ・育児休業中の職員に復職に向けたスキルアップに役立てるため、通信教育研修受講を推奨しました。

(2) 目標値

① 育児休業取得率

目標：育児休業取得率 男性10% 女性100%

表1：育児休業の取得状況

年度	男性職員			女性職員		
	新規取得者数 (A)	当該年度中に新たに育 児休業が取得可能とな った職員数 (B)	取 得 率 A/B	新規取得者数 (A')	当該年度中に新たに育 児休業が取得可能とな った職員数 (B')	取 得 率 A'/B'
28	6人	23人	26.1%	12人	12人	100%
27(参考)	5人	29人	17.2%	10人	10人	100%

※1 「育児休業」は、3歳に達するまでの子を養育するために休業をすることができる制度。

※2 「取得率」とは、平成28年度中に新たに育児休業の取得が可能となった職員数に対する同年度中に新たに育児休業を取得した職員数の割合。なお、平成28年度中に新たに育児休業の取得が可能となった職員数とは、男性職員は同年度中に子が生まれた職員、女性職員は同年度中に産後休暇が終了した職員（平成28年2月3日から平成29年2月2日までに出産した女性職員）。

参考：3歳未満の子をもつ男性職員の育児休業取得率

年度	育児休業取得者数 (A)	3歳未満の子をもつ男性職員 (B)	取 得 率 A/B
28	6人	83人	7.2%
27(参考)	5人	81人	6.2%

※男性職員のうち、育児休業を取得できる対象者に対して、取得した職員の割合。

② 年次有給休暇の取得状況

目標：年次有給休暇の取得目標日数 10日

表2：年次有給休暇の平均取得日数

平成28年度	平成27年度(参考)
10.1日	9.0日